

## 国際本部、国際商社減税措置

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五八年 租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令（第587版）〔国際商社〕

前文省略

第一条（名称）

本勅令を「仏暦二五五八年租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令（第587版）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一五年五月一日〕

第三条（語義）

本勅令において、

「外国人（コンタンダーオ）」とは、タイ国籍を有していない自然人を意味する。

「国際商社（ポリサット・ガーンカー・ラワーン・プラテート）」とは、商品、原料及び部品の売買事業を営むためにタイの法律に基づき設立された会社、または外国の法律に基づき設立された法人に対し国際貿易に係るサービスを提供する会社を意味する。

「国際貿易に係るサービス提供（ガーンハイ・ポリカーン・ティー・キアオコーン・カップ・ガーンカー・ラワーン・プラテート）」とは、以下の件におけるサービス提供を意味する。

（一）商品調達

（二）引渡前の商品保管

（三）パッケージの用意

（四）商品運送

（五）商品保険

（六）商品に係る技術及び研修面のアドバイス及びサービス

（七）国税局長が布告規定したその他のサービス提供

第四条（外国人社員の源泉所得税率15%）

国税法典の第五〇条（一）に基づき計算した時、国税法典の第二編・第三章末尾の所得税率表に定められた税率において、所得の15%以上を納税しなければならないところの、外国人が国際商社の雇用により得た課税所得について、源泉徴収する所得税率を引き下げ、所得の15%を徴収する。

第一段に基づく課税所得が、国税法典の第五〇条（一）に基づき源泉徴収される所得税を計算した時に15%未満である場合、所得を有する外国人がその所得の15%を支払人によって源泉徴収されることを容認した時、当該所得を第五条に基づく所得税納税のための計算に含めなくてもよい。

## 第五条（申告）

第四条に基づき課税所得の15%で所得税を源泉徴収された外国人は、課税所得に係る申告時に、所得税納税のための計算にその課税所得を含めなくてもよい。ここに外国人がその源泉徴収された税金の全額または一部について還付、もしくはクレジットを申請しない場合のみ。

国税法典の第五〇条に基づき源泉徴収されるどころの、国税法典の第四〇条（四）及び（八）に基づく課税所得を外国人が有する場合、課税所得に係る申告時に申告すれば、外国人は第一段に基づく免除を受ける権利を有する。外国人が国税法典の第四〇条（四）及び（八）に基づく課税所得、及び第四条に基づく源泉徴収された課税所得を、所得税納税のための計算に含めない場合、外国人はその源泉徴収された税金の全額または一部について還付、もしくはクレジットを申請してはならない。

本条に基づく免除において、外国人は所得税納税のための計算に含めなくてもよい課税所得に係る申告をしなければならない。

## 第六条（資格）

第四条及び第五条に基づく権利を得る外国人は、第八条に基づく資格を有する国際商社に常勤する外国人で、国際商社が第七条に基づく税特典を得た日から商社での常勤を終えた日まで、または国際商社が第七条に基づく税特典を失った日まで、国税法典第四〇条（一）に基づく課税所得を得た外国人でなければならない。ここに国税局が布告規定した原則及び方法に従う。

## 第七条（国際商社の所得税免除）

外国での商品売買による所得は、当該商品がタイに輸入されない、またはトランジット、もしくは関税法に基づく積み替えでの形態で輸入されたのであれば、国際商社に対し国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税〔注／会社、パートナーシップの所得税〕を免除する。並びに外国法人向けの国際商社に係るサービス提供より外国から得た、または外国で得た所得は、国際商社に対し国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税を免除する。

## 第八条（資格）

第七条に基づく権利を得る国際商社は、以下の資格を有していなければならない。

- （一）各会計期末日の払い込み済み資本金が1000万バーツ以上
  - （二）国内の受取人に支払う国際商社の事業に係る業務での支出が、各会計期に1500万バーツ以上
  - （三）国際商社としての承認を申請し、国税局長から承認を得ている。ここに国税局が布告規定した原則、方法、及び要件に従う
  - （四）国税局長が布告規定した原則、方法、及び要件を遵守する。
- いずれかの会計期に国際商社が第一段に基づく資格のいずれかを欠いている場合、その会計期のみ税特典を失う。

### 第九条（免除期間）

第八条に基づく資格を有する国際商社は、国税局長から承認を受けた日の翌日から数え、15会計期にわたって、第七条に基づく所得税免除の権利を得る。以下の場合、

（一）会計期が第八条に基づく国際商社の承認申請及び承認取得日以後に始まる場合、その会計期を最初の会計期として数える。または

（二）第八条に基づく国際商社としての承認申請及び承認取得が、いずれかの会計期でなされた場合、12か月に達しないとしても、その会計期を最初の会計期として数える。

### 第一〇条（国外への配当金）

国際商社から受け取る配当金は、外国の法律に基づき設立され、タイ国内で事業を営んでいない会社または法人パートナーシップに対しては、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税を免除する。ここに第七条に基づき所得税免除を受ける所得からの配当に限る。

### 第一一条（主務大臣）

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

（おわり）

## ● 仏暦二五五八年 租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令（第586版）〔国際本部〕

前文省略

### 第一条（名称）

本勅令を「仏暦二五五八年租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令（第586版）」と呼ぶ。

### 第二条（施行日）

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一五年五月一日〕

### 第三条（語義）

本勅令において、

「外国人（コンタンダーオ）」とは、タイ国籍を有していない自然人を意味する。

「国際本部（サムナックガーン・ヤイ・カーム・プラテート）」とは、経営または技術面でのサービス事業、支援サービス、もしくはグループ企業または支店の財務管理のために、タイの法律に従い設立された会社を意味する。このとき、そのグループ企業または支店がタイ国内にあるか、外国にあるかは問わない。さらには本勅令に基づき国際本部として認可を受けた国際商社も意味する。

「支援サービス（ガーンハイ・ポリカーン・サナップサヌン）」とは、以下の件での支援サービスを意味する。

- (一) 一般サービス提供、事業計画策定、事業所の調整連絡。
- (二) 原料及び部品の調達。
- (三) 製品の研究・開発。
- (四) 技術面の支援。
- (五) マーケティング・販売促進。
- (六) 人事・研修面の運営。
- (七) 財務面のアドバイス。
- (八) 経済・投資面の分析・研究。
- (九) 信用管理・制御。
- (一〇) 国税局長が布告規定したその他の支援サービス。

「財務管理（ガーン・ポリハーン・グン）」とは、以下の件での財務管理を意味する。

- (一) 外国為替管理法に基づき許可を得た財務管理センターの財務管理。
- (二) 以下の場合におけるパーツ貨の借入及び貸付。
  - (a) タイ国内の金融機関、またはタイ国内のグループ企業からのパーツ借入。
  - (b) (一) または (a) に基づく実行により得たパーツ貨の、タイ国内のグループ企業への貸付。

「国際商社（ポリサット・ガーンカー・ラローン・プラテート）」とは、商品、原料及び部品の売買事業を営むためにタイの法律に基づき設立された会社、または外国の法律に基づき設立された法人に国際貿易に係るサービスを提供する会社を意味する。

「国際貿易に係るサービス提供（ガーンハイ・ポリカーン・ティー・キアオコーン・カップ・ガーンカー・ラローン・プラテート）」とは、以下の件におけるサービス提供を意味する。

- (一) 商品調達。
- (二) 引渡前の商品保管。
- (三) パッケージの用意。
- (四) 商品運送。
- (五) 商品保険。
- (六) 商品に係る技術及び研修面のアドバイス及びサービス。
- (七) 国税局長が布告規定したその他のサービス提供。

「グループ企業（ウィサーハキット・ナイ・クルア）」とは、以下の形態で国際商社と関係を有する会社または法人パートナーシップを意味する。

- (一) 直接的または間接的に国際本部の全資本の計 25% 以上の株式を保有する会社または法人パートナーシップを意味する。
- (二) 直接的または間接的に国際本部が全資本の計 25% 以上の株式を保有する会社または法人パートナーシップを意味する。

(三) (一) または (二) に基づく会社・法人パートナーシップが直接的または間接的に全資本の計 25% 以上の株式を保有する会社または法人パートナーシップを意味する。

(四) 国際本部の事業管理、または運営及び経営の監督権限を有する会社または法人パートナーシップ。

(五) 国際本部が事業管理、または運営及び経営の監督権限を有する会社または法人パートナーシップ。

(六) (四) に基づく会社または法人パートナーシップが運営及び経営の監督権限を有する会社または法人パートナーシップ。

#### 第四条 (外国人社員の所得税率 15%)

国税法典の第五〇条 (一) に基づき計算した時、国税法典の第二編・第三章末尾の所得税率表に定められた税率において、所得の 15% 以上を納税しなければならないところの外国人が、国際本部の雇用により得た課税所得について、源泉徴収する所得税率を引き下げ、所得の 15% を徴収する。

第一段に基づき課税所得が、国税法典の第五〇条 (一) に基づき源泉徴収される所得税を計算した時に 15% 未満である場合、所得を有する外国人がその所得の 15% を支払人によって源泉徴収されることを容認した時、当該所得を第五条に基づき所得税納税のための計算に含めなくてもよい。

#### 第五条 (申告)

第四条に基づき課税所得の 15% で所得税を源泉徴収された外国人は、課税所得に係る申告時に、所得税納税のための計算にその課税所得を含めなくてもよい。ここに外国人がその源泉徴収された税金の全額または一部について還付、もしくはクレジットを申請しない場合のみ。

国税法典の第五〇条に基づき源泉徴収されるところの、国税法典の第四〇条 (四) 及び (八) に基づき課税所得を外国人が有し、国税法典の第四八条 (三) 及び (四) に基づき納税を選択する権利を有する場合、課税所得に係る申告時に申告すれば、外国人は第一段に基づき免除を受ける権利を有する。外国人が国税法典の第四〇条 (四) 及び (八) に基づき課税所得、及び第四条に基づき源泉徴収された課税所得を、所得税納税のための計算に含めない場合、外国人はその源泉徴収された税金の全額または一部について還付、もしくはクレジットを申請してはならない。

本条に基づき免除において、外国人は所得税納税のための計算に含めなくてもよい課税所得に係る申告書を提出しなければならない。

#### 第六条 (資格)

第四条及び第五条に基づき権利を得る外国人は、第八条に基づき資格を有する国際本部に常勤する外国人であって、国際本部が第七条及び第八条に基づき税特典を得た日から国際本部での常勤を終えた日まで、または国際本部の第七条及び第八条に基づき税特典を失った日まで、国税法典第四〇条 (一) に基づ

く課税所得を得た外国人でなければならない。ここに国税局が布告規定した原則及び方法に従う。

#### 第七条（法人所得税10%）

国際本部の以下の所得について、国税法典の第二編・第三章末尾の所得税率リストの会社または法人パートナーシップ（二）の（a）に基づく所得税率を引き下げ、純益の10%で徴収する。

（一）経営面または技術面のサービス提供、支援サービス、またはタイの法律に従い設立されたグループ企業に対する財務管理からの所得。

（二）タイの法律に従い設立されたグループ企業から得たロイヤルティ（権利料）。

第一段に基づき所得税率の引き下げを受ける所得は、第八条（一）及び（二）に基づく所得税免除を受ける所得を超えない合計額を有する所得のみとする。

#### 第八条（所得税免除）

国際本部の以下の所得について、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税〔注／会社、パートナーシップの所得税〕を免除する。

（一）外国の法律に従い設立されたグループ企業に対する経営面または技術面でのサービス提供、支援サービス、または財務管理からの所得。

（二）外国の法律に従い設立されたグループ企業から受け取ったロイヤルティ。

（三）外国の法律に従い設立されたグループ企業から受け取った配当金。

（四）外国の法律に従い設立されたグループ企業の株式譲渡からの所得。ここに国税局長が布告規定した原則、方法、要件に基づく、投資した以上の所得として価額を評価した株式譲渡のみとする。

（五）タイ国に輸入されたものではない商品、またはトランジット、もしくは関税法に基づく積み替えでの形態で輸入された商品の外国での購買及び販売からの所得。並びに外国から得た、または外国で得た、外国の法律に従い設立された法人に対する国際貿易に係るサービス提供からの所得。

#### 第九条（資格）

第七条及び第八条に基づく権利を得る国際本部は、以下の資格を有していなければならない。

（一）各会計期末日の払い込み済み資本金が1000万バーツ以上。

（二）外国の法律に従い設立されたグループ企業に対する経営面または技術面でのサービス提供、支援サービス、または財務管理がある。

（三）国内の受取人に支払う国際本部の事業に係る業務での支出が、各会計期に1500万バーツ以上ある。

（四）国際本部としての承認を申請し、国税局長から承認を得ている。ここに国税局が布告規定した原則、方法、及び要件に従う

（五）国税局長が布告規定した原則、方法、及び要件を遵守する。

いずれかの会計期に国際本部が第一段に基づく資格のいずれかを欠いている場合、その会計期のみ税特典を失う。

## 第一〇条（免除期間）

第九条に基づく資格を有する国際本部は、国税局長から承認を受けた日の翌日から数え、15会計期にわたって、第七条及び第八条に基づく所得税引き下げ及び免除の権利を得る。以下の会計期については、

(一) 会計期が第八条に基づく国際本部の承認申請及び承認取得日以後に始まる場合、その会計期を最初の会計期として数える。または

(二) 第九条に基づく国際本部としての承認申請及び承認取得が、いずれかの会計期になされた場合、12か月に達しないとしてもその会計期を最初の会計期として数える。

## 第一一条（国外への配当金、利息）

以下の所得について、外国の法律に従い設立され、タイ国内で事業を営んでいない会社または法人パートナーシップに対して、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税を免除する。

(一) 国際本部から得た配当金。ここに第八条に基づき所得税免除を受けた所得から支払われた配当金のみ。

(二) 国際本部から得た利息。ここに財務管理としてグループ企業に貸し付けるために国際本部が貸し付けた貸付金の利息のみ。

## 第一二条（特定事業税の免除）

グループ企業に対する貸付からの所得について、国際本部に対し、国税法典の第二編・第五章に基づく特定事業税を免除する。ここに財務管理のための貸付のみ。

## 第一三条（地域統括事務所）

仏暦二五五三年租税減免についての国税法典の内容に基づく勅令によって改定増補された、仏暦二五四五年租税減免についての国税法典の内容に基づく勅令（第四〇五版）に基づく地域統括事務所で、国際本部の設立を望む者は、本勅令の第九条に基づく国際本部となることを申請し、地域統括事務所でなくなることを通知する。国際本部となった場合、当該勅令（第四〇五版）の第一一／一〇条に基づく遵守を免除される。

## 第一四条（主務大臣）

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

（おわり）